

半田山ハイツ・シニアくらぶ規約

平成12年6月2日制定
平成18年4月1日一部改正
平成21年4月1日一部改正

1. (目的)

この会は、会員の親睦を通じて生きがいを高め、その生活を健全で豊かなものにし、高齢者福祉の増進を図り、相互扶助を達成する事を目的とする。

2. (名称)

この会は、『半田山ハイツ・シニアくらぶ』と称する。

3. (組織)

この会は、半田山ハイツ居住の60歳以上の加入希望者で組織する。

4. (行事及び事業)

- * 毎月親睦月例会をする。
- * 年2回程度、日帰り旅行をする。
- * 地域社会と良好な交流を図る。
- * 健康の増進に寄与する活動
- * 教養の向上に関する活動
- * 趣味娯楽を介してのリクリーション活動
- * その他必要と思われる活動

5. (役員)

この会に次の役員を置く。

代表 1名、 幹事 2名、 会計 1名。

6. (役員を選出及び任期)

会合で会員の中から選出し、任期は2年とする。

7. (会計)

- * この会の経費は、会費・補助金・寄付金・その他収入をもってあてる。
- * 会費は男性 年 1200円、女性 600円とする。
- * 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- * 会費の徴収は、4月に実施する。
- * 中途加入者は、月割り会費とする。

8. (規約の改正)

規約の改正は、月例会・旅行・忘年会等の席で、出席者の過半数の賛成をもって成立する。

9. 附 則

(1) (施行期日)

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

(2) (旧規約の廃止)

半田山シニアくらぶ旧規約は廃止する。

以 上